

番号：151024
国名：ガーナ
担当：ガーナ事務所
案件名：地方分権化にかかる情報収集・確認調査

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：地方分権
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年1月上旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内1. 00M/M、現地1. 50M/M、合計2.50M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	45日	10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月16日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点

 - (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

注1) 類似業務：地方行政／地方分権に係る業務

注2) 対象国／類似地域：ガーナ／全途上国

注3) 語学の種類：英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

特になし。

(2) 必要予防接種：黄熱

(入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要)

6. 業務の背景

現在、地方分権化が各国で進んでおり、ガーナでも行政改革の最重要課題として挙げられ、ドラスティックな構造改革が実施されている途上である。ガーナにおける地方分権化への取り組みは1988年に開始され、関連する法令や政策が制定されてきた。ガーナにおける地方分権化推進の目的は、中央からの上位下達ではなくコミュニティからの住民参加を通じた地方自治を達成することにある。同目的を達成するため、各セクターの権限委譲や、地方分権化の受け皿になる州及び郡議会の体制の改善や人的能力の強化が喫緊の課題となっている。

2010年にガーナ政府は地方分権化進捗のレビューを行った。その結果、地方分権化政策フレームワーク(Decentralization Policy Framework (DFP))や地方分権化アクションプラン(National Decentralization Action Plan (NDAP))が策定され、副大統領により発表された。以降、毎年ガーナ政府により地方分権化アクションプランに対するレビューが行われており、2015年には新しい政策フレームワークとアクションプランが議会によって承認された。以上の通り、ガーナの地方分権化は20年以上の間、政治、財政、行政の各分野で議論され、推進されているが、その進捗は遅い。

ガーナの地方分権化分野に対するJICAの更なる貢献を検討するため、政策やその進捗、今後の方針、他ドナーの動向等について更なる情報を収集する必要性が生じた。このため、本調査を実施する。

7. 業務の内容

業務は以下の内容を想定している。コンサルタントは国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な作業方法、作業工程をプロポーザルにて提案すること。

(1) 事前準備(国内作業)及び業務計画書の説明・協議期間(2016年1月上旬)

1) 既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討する。主な既存の関連資料について、10.(2)参考文献の通り例示する。

2) 調査の基本方針・内容・方法及びスケジュールを検討し、ガーナ事務所の承認を得る。

3) 現地で収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

4) 現地でインタビューを行う必要がある機関をリストアップする。

5) 業務計画書を作成し、ガーナ事務所と協議の上、承認を得る。

(2) 現地調査期間(2016年1月中旬～2016年2月下旬)

現地調査において、中央省庁及び地方自治体、他ドナーへのヒアリング等で主に以下を含む項目を調査する。あるべき姿と現状の両者を調査するよう留意すること。その他に必要と考えられる項目があれば、プロポーザルにて提案すること。

1) 中央省庁－中央省庁管轄下の実施機関－地方自治体の関係

- ・ 地方分権化の現状と方向性
- ・ 各アクター間の権限関係と調整方法
- ・ 各アクター間の資金の流れとその手続き
- ・ 地方自治体の種類と階層及び規模
- ・ 地方自治体首長・議会の選出方法
- ・ 議会との関係

2) 地方自治体の行政サービス

- ・ サービスの範囲
- ・ 自治体内の調整方法

3) 地方自治体の開発計画の策定

- ・ 策定プロセス
- ・ 計画の種類と概要
- ・ 承認プロセス
- ・ 計画と予算の連動性
- ・ 議会のチェック機能

4) 地方自治体の財政

- ・ 予算策定プロセス
- ・ 資金拠出プロセス
- ・ 会計報告プロセス
- ・ 交付金・補助金の内容・割合（中央政府等への財政依存度）
- ・ 自主財源の内容・割合

5) 地方自治体の人事制度

- ・ 職員の任用と給与
- ・ 職員の定員と配置人数
- ・ 人材育成メカニズム
- ・ 中央省庁との人事交流

6) 地方自治体の統計・データ

- ・ 統計・データ収集のメカニズム

7) 他ドナーの援助動向

主な調査対象は以下の通り。

・中央省庁：

地方自治省

財務省

Local Government Service Secretariat (LGSS)

Inter Ministerial Coordinating Committee (IMCC)

Office of Head of Civil Service (OHCS) 等

・地方自治体：5州、10郡程度

北西州 1郡

北部州 2郡

アシャンティ州 3郡

中央州 1郡

グレートアクラ州 3郡

・他ドナー：

European Union

GIZ (Co-Chair of the Development Partner Meeting)

Danish International Development Agency (DANIDA) 等

なお、本調査は教育や保健など特定のセクターの地方分権化ではなく、前述の項目の通り地方分権化全般に関するものである点に留意すること。

(3) 帰国後整理期間 (2016年3月上旬～2016年3月下旬)

1) 調査結果の分析

以上の調査結果の分析を踏まえ、ガーナ地方分権化の現状と方向性、課題を明らかにし、JICAによる協力可能性(重点支援分野「行財政機能の強化」に基づいた地方自治/地方分権分野に関する具体的な案件含む)について提言する。

2) ドラフトファイナルレポートの作成

以上の活動の結果をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめ、JICA ガーナ事務所へ提出するとともにフィードバックを得る。

3) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対するJICA ガーナ事務所からのフィードバック等を踏まえ、ファイナルレポートにまとめ、JICA ガーナ事務所へ提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。提出方法は全て電子データ(Word等)とする。

(1) 業務計画書(英文)

提出時期：契約締結日から起算して10営業日以内

分量：A4 5枚程度

- (2) ドラフト・ファイナルレポート（和文）（英文）

提出時期：2016年3月上旬

- (3) ファイナルレポート（和文）（英文）

提出時期：2016年3月下旬

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上下さい）。航空賃については、成田・羽田（日本）-ドバイ（またはイスタンブール）-アクラ（ガーナ）間を計上して下さい。

10. 特記事項

- (1) JICAからの便宜供与内容等

- 1) 便宜供与内容

JICAガーナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎

あり（宿泊先による送迎サービス）

- ② 宿舎手配

あり

- ③ 車両借上げ

車両借上げはJICAガーナ事務所が手配

- ④ 調査対象機関のアポイントメント取り付け

原則として受注者が行うことを前提とするが、必要に応じ各機関との初回アポイント取り付けをJICAガーナ事務所より行うことも可能

- ⑤ 執務スペースの提供

JICAガーナ事務所内の執務スペース提供（PC及びインターネットアクセスについては提供しない）

- ⑥ 通訳

通訳は雇上しない。

- (2) 参考文献

本業務に関する以下の資料をJICAガーナ事務所にて電子データ等で配布します。希望される方は、「【Request】Reference Documents for Data Collection Survey of Decentralization」をタイトルにして以下宛先までメールを送付してください

【メール宛先（全て含んでください）】

BayowoSylvester.GN@jica.go.jp

Kakehashi.Taro@jica.go.jp

gn_oso_rep@jica.go.jp

- ①The National Decentralization Policy Framework (NDPF) :
2010年～2014年にかけての地方分権化実施方針を定めたガイドライン。
- ②The National Decentralization Policy Framework (NDPF) II :
2015年～2019年にかけての地方分権化実施方針を定めたガイドライン。
- ③Draft Consolidated Local Government Bill 2012 :
2012年に改訂作業が開始された地方分権化法(案)。国会には未提出。
- ④IMCC 2014: Review of Decentralization Reforms in Ghana. Aide Memoire on the Joint Decentralization Review Mission commissioned by the IMCC of the GOG and the DPs:
ガーナ政府及び援助機関が共同で地方分権化の進捗を調査した報告書。
- ⑤Ahwoi Kwamena (A Consultancy Report for LGSS) : Framework and Systems for Inter-Service/Inter-Sectoral Collaboration and Cooperation between the Local Government Service and Other Services and Sectors. April 2014:
各セクターに存在する各省庁管轄下の実施機関等との関係整理を包括的に明示したガイドライン。
- ⑥Ghana National Decentralization Action Plan (2010) :
NDPF に沿った地方分権化の行動計画。
- ⑦Ghana National Decentralization Action Plan II (2015) :
NDPF II に沿った地方分権化の行動計画。
- ⑧European Union 2014: Review of Performance Indicators for Sector Reform Contract under the Ghana Decentralization Support Programme (GDSP II) by Ole Kragh :
地方分権化のパフォーマンスに関するレビュー。
- ⑨Issacher Joe D. & Kannae L. A. 2013: Report on Monitoring and Evaluation Framework for Decentralization Reforms in Ghana submitted to the IMCC (June) :
・GOG/DPs 2011a: Review of Decentralization Reform Towards a Sector Wide Approach under the Joint Decentralization Review Mission 2011: Final Report 16th December 2011:
地方分権化のパフォーマンスに関するレビュー。

(3) その他

- 1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

- 3) 「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

